

簡易裁判所の事物管轄の上限の引き上げについて（意見1）

日本弁護士連合会

一 結論

簡易裁判所の事物管轄の上限の引き上げは、（これを行うとしても、）消費者物価指数等の経済指標を考慮した最低限の額にとどめるべきである。

二 理由

1 簡易裁判所設置の理念

簡易裁判所は、当初、軽犯罪に対する簡易迅速な裁判機構として構想されたが、その後これに、民事事件についても、アメリカの「スモール・クレイムズ・コート」の思想にならって、これに類する裁判機構をもうけることが望ましいとの構想が付加され、少額の民事事件および軽微な犯罪に関する刑事事件を管轄する裁判所として設置されるに至ったものである（最高裁判所事務総局総務局「わが国における裁判所制度の沿革（三）」法曹時報9巻6号43頁）。

（以下、簡易裁判所についての検討は、主として民事事件に関するものに限定している。）

その目的とするところは、簡易な手続で、迅速に判断を下そうとするところにある（民事訴訟法270条）。

「裁判を受ける権利」の保障に、事件の軽重による差はないが、すべての事件において原則的な重厚な手続を採用することになると、軽微な事件においても、権利の実現に相応の時間や労力を要することとなり、たとえ権利が実現できてもその価値を減殺することとなるし、そもそも、権利の実現をあきらめて「泣き寝入り」することにもつながる。それでは、当事者も納得できないし、あまねく法の支配を行き届かせるべき国の司法制度としても、欠陥を有することとなる。ここに、軽微な事件については、簡易に利用できる手続として簡易裁判所手続が用意された意義がある。

2 簡易裁判所の手続・担い手の本来的特徴

簡易裁判所においては、迅速な解決を目指すため、もともと、手続はつとめて簡易なものも採用可能とされている。

すなわち、口頭での提訴を可能とし（民事訴訟法271条）、当事者同士、期日の指定がなくとも随時出頭して手続を行うことができる（同法273条）。また、「請求の原因」という厳格な法律上の主張を明らかにせずに「紛争の要点」

を明らかにすることで足りることとし（同法272条）、主張の内容もあらかじめ書面で用意することを要しないとされている（同法276条1項）。

このような手続が予定するのは、法律上の要件にしたがって事実を主張し、これを立証するに足る証拠を提出するという厳格な手続ではなく、市民が、法律家の助けを借りずとも自ら出頭して権利の実現を図ることができる「民衆の駆け込み寺」としての裁判所である。

また逆に、法律上の争点を有する事件や厳格な証人尋問を要する事件は、簡易裁判所での審理には適さない事件と考えられており、このような事件として「不動産に関する事件」については、訴額の大小にかかわらず、地方裁判所に管轄がある（裁判所法24条1号）ほか、被告が申し立てれば地方裁判所に移送されるし（民事訴訟法19条2項）、簡易裁判所は、地方裁判所での厳格な審理が相当であると考えるときには、事件を地方裁判所に移送することができる（同法18条）。

さらに、簡易裁判所の裁判官は、法律の素養は必要であるが、必ずしも専門の法曹である必要はないものと考えられており、法定の資格を有しない者でも、特別選考によって任命されることが認められている（裁判所法45条）。代理人についても、簡易裁判所の許可があれば、弁護士以外の者でもなることができる（民事訴訟法54条）。

3 これまでの訴額上限の引き上げの経緯

簡易裁判所制度の発足以来、訴額の上限は、数次にわたって引き上げられてきたが、それは主に物価変動等の経済事情の変動によって、もともと簡易裁判所で扱うべき軽微な事件が地方裁判所に移ってきたので、それらを本来の管轄裁判所である簡易裁判所へ引き戻すために行われてきたものであり、発足当時の簡易裁判所の性格を崩すものではないとされてきた（昭和57年改正時の最高裁判所による説明（昭和57年4月27日・第96回国会衆議院法務委員会議録第19号23頁））。

すなわち、これまでの訴額上限の引き上げは、その時々々の経済情勢に応じて、重厚な原則的手続にはなじまない軽微な事件と考えられる金額の上限についてコンセンサスを得てきたものであり、今日まで、簡易裁判所は、あくまで「軽微」な事件について簡易・迅速な手続を用意するものである、という基本的な性格については異論もなく、変更されていない。

4 司法制度改革審議会における検討

司法制度改革審議会においては、「簡易裁判所の事物管轄を定める訴額の上限が90万円と定められたのは、昭和57年の裁判所法改正によるが、軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とし、国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から、簡易裁判所

の事物管轄については、経済指標の動向等を考慮しつつ、その訴額の上限を引き上げるべきである。」とされた（意見書25頁）。

この意見書が前提としているのは、同審議会においても簡易裁判所はあくまで「軽微な事件を簡易迅速に解決する」機関であるということであり、その目的を実現する上で、従来からの基本的性格を維持しつつ、これまでに行われていた改定と同じ趣旨で昭和57年以降の経済指標を考慮して上限を引き上げるべきと結論づけられたということである。

5 簡易裁判所の現状と改革への試み

それでは、簡易裁判所の現状は、本来期待されたような、軽微な事件についての身近な紛争解決機関としての役割を果たしてきたかと言えば、残念ながら、歴史的に種々の要因に阻まれて、そのような本来的役割は十分に果たしてこなかったのが過去の歴史であると指摘されている（三ヶ月章「小額裁判の理想型－日本国における簡易裁判所の経験に照らして－」判例タイムズ375号（1979）、『民事訴訟法研究』第8巻247頁）

さらに、近年では、消費者金融・信販事件の激増が、簡易裁判所の本来的機能の充実を大きく阻んでいる。

簡易裁判所では、その訴訟事件数の7割から8割が、消費者金融・信販の業者側からの請求事件という傾向がすでに長く続いている。そして、これらの事件は、減少する気配がない。したがって、特に大都市部では、簡易裁判所の裁判官、書記官、事務官は、その事務量の相当部分をこれらの事件の処理に当てなければならないのが現状である。

このような現状の中では、せっかく用意された口頭主義などの簡易裁判所における特徴的手続は、ほとんど活用される余裕がない。そのため、いわゆる「業者事件」以外の、一般市民の日常生活上の事件について、気軽に利用できる紛争解決機関という、簡易裁判所の本来的機能への期待には応え切れていない。

また、消費者金融・信販事件においても、裁判官自らではどうてい手が足りず、司法委員の手を借りて和解交渉が行われているが、ここでも、大量の事件処理に忙殺されて、被告の支払い能力・生活設計などに配慮した和解条件の提示は困難なのが実情である。

このような現状に対する改善の方策として、新民事訴訟法では、第6編に「小額訴訟」の制度が設けられ、平成10年から施行された。

これは、「1期日での審理完了」を目指して、主張を提出できる時期や提出できる証拠を限定したり、調書・判決を簡略化するなどの点で、迅速な解決に資する制度として創設されたものである。

この手続については、もともと代理人を要しない手続として考えられていること、迅速な解決が得られることなどから、国民の間では一定の評価を得ており、受付事件数も増加している。

さらに、一部の簡易裁判所では、「少額訴訟」の対象とならない事件についても、早期の解決を目指して運用上の工夫を加える試みも始まっている（「準少額訴訟」）。

しかし、少額訴訟も「準少額訴訟」も、早期の審理完了を目指すところから、事前の書記官らによる問い合わせ、主張の整理などの準備作業を欠くことができず、簡易裁判所にとっては、十分な人的・物的資源がなければ対応できない。今後、さらに「少額訴訟」制度の定着、「準少額訴訟」の拡大を、全国で図っていくためには、この制度に対して、十分なだけの人的・物的資源をシフトしていく必要があるだろう。

このように、簡易裁判所の本来の姿を取り戻すべく始まった試みは、これからが本格的な取り組みを要すべき時期であり、万一このような改革が失敗すれば、簡易裁判所への期待はかなえられることなく終わることになりかねない。

6 事物管轄の大幅引き上げが招く事態

以上検討してきたように、簡易裁判所は、その本来期待された機能を回復すべく、現在、新たな試みに取り組み始めたところであるが、この現段階において事物管轄の上限を大幅に増額することは、このような試みを挫折させ、さらに簡易裁判所の本来的機能を失わせるものとなると考える。その理由は、以下のとおりである。

第1に、簡易裁判所の事件数の飛躍的な増加を招き、簡易裁判所の事務量がさらに増大する結果、「少額訴訟」手続に対応するための人的・物的手当は不可能となり、ましてや口頭主義等による審理にはとうてい対応できないであろうという点である。

平成元年から同13年までの間に、簡易裁判所の新受事件数（民事通常訴訟事件）は、約11万件から約30万件へと約3倍に増えており（司法制度改革推進本部第5回司法アクセス検討会での提出資料）、また民事調停事件の新受件数も平成8年に約16万件であったのが、平成12年には約31万件に増加している（高橋宏志ほか編「新しい簡易裁判所の民事司法サービス」395頁）。しかし、簡易裁判所判事の定員は、平成元年以降806名のまま増員されておらず、簡易裁判所の数も全国で438か所にとどまっており、事件の増加に見合う人的・物的手当はなされていない。さらに簡易裁判所の新受件数が増大すれば、早晚、簡易裁判所の事務処理はパンクする。

第2に、なぜ高額な事件についてまで、簡易裁判所に担わせることが必要であるのか、その合理的根拠がなく、コンセンサスも得られていないという点である。高額な事件については、法律上の争点も多数出現するし、必然的に証拠調べも厳格なものでなければ、国民の権利保障ができないし、当事者の納得も得られない。現状において地方裁判所の管轄とされ、原則的手続にしたがった審理がなされている事件について、これをあえて、大幅に簡易裁判所に委譲し

て担わせたほうが国民の権利保障、法の支配の貫徹に資するという議論は、今日まで全く行われていないし、合理的根拠は見あたらない。

第3に、いわゆる商工ローン業者を原告とする事件までもが簡易裁判所に持ち込まれることとなる。これらの事件の中には、たとえば保証の範囲等法律上の争点が含まれ、またたとえば保証の意思に関して厳格な証拠調べも必要とする事件が多数あり、簡易裁判所で審理することは困難である。また、いわゆる「業者事件」では業者側代理人の多くは、従業員が代理人許可を得たものであり、法律の素養のあるとはいえない者が一種のプロとして法廷活動を行っており、そのような現状の中でさらに上記のような商工ローン事件についてまでこれが拡大されると、被告である一般市民の権利保障に重大な懸念がある。

7 結論

以上の検討からすれば、簡易裁判所は、現在、その本来的機能の充実に向けての試みが緒に就いたばかりであり、あえて経済変動の幅をも超えて大幅に訴額の上限を引き上げるとは、簡易裁判所の本来的機能を再び埋没させる結果を招来するだけであって、国民の権利保障、法の支配の実現には何ら資するところがなく、かえって弊害のみが大きいものとする。

以上

簡易裁判所の事物管轄の上限の引き上げについて（意見2）

日本弁護士連合会

一 結論

簡易裁判所の事物管轄の上限の引き上げは、これを行うとしても、消費者物価指数、土地価格指数等の経済指標を考慮し100万円までとするべきである。

二 理由

1 簡易裁判所設置の理念と事物管轄の上限の引き上げの考え方

簡易裁判所設置の理念は、少額・軽微な民事事件について、簡易な手続で迅速に判断を下す手続を用意しようというものである（民事訴訟法270条）。

この理念からして、簡易裁判所の事物管轄の上限は、その時代において、「少額・軽微」な事件とはいくらかということに帰着する。

事物管轄の上限は、数次引き上げられたが、それは主に物価変動等の経済事情の変動によって簡易裁判所で扱うべき軽微な事件が地方裁判所に移ったので、それらを簡易裁判所の管轄へ戻すために行われたものであり、簡易裁判所の理念を変更するものではない（昭和57年改正時の最高裁判所による説明（昭和57年4月27日・第96回国会衆議院法務委員会議録第19号23頁））。

今次の司法制度改革審議会においても、「簡易裁判所の事物管轄を定める訴額の上限が90万円と定められたのは、昭和57年の裁判所法改正によるが、軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とし、国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から、簡易裁判所の事物管轄については、経済指標の動向等を考慮しつつ、その訴額の上限を引き上げるべきである。」とされており、従来からの理念に従い昭和57年以降の経済指標の動向を考慮した上限の見直しを行うというものである（意見書25頁）。

簡易裁判所の実情は、地方裁判所の事件を受け入れる余裕があると言うには程遠い状況にあり、単なる事物管轄の引き上げではアクセス向上に結びつくものではないことに留意が必要である。地域ごとの司法へのアクセス障害の除去については、弁護士会としても地域司法計画の重要な課題と考え検討しているところで

ある。

2 現時点における経済指標の動向を考慮した場合の見直しの額

現時点において、今後10年程度を見据えた立法を行う際に、経済指標の動向を考慮する場合に最も考慮しなければならない点は、戦後数十年にわたった右肩上がりの物価動向が平成2～3年のバブル崩壊時以降一大転換期を迎え、右肩下がりの状況が今後も続くことが予測されることである。

この状況を端的に示す経済指標は土地価格指数であり、平成3年以降急激に下落しており、平成13年では昭和57年に比して113.8%であり、今後更に地価は下落して100%を切ることも予測される。

また、日経平均株価も、20年前の水準に戻ったと言われ現状で昭和57年に比して100%を割り込んでいる。

これに対して、国内総支出等の企業活動を含めた経済指標や過去の蓄積の放出が作用する個人消費支出等の経済指標及び、下方硬直性のある賃金に規定される勤労世帯・一般公務員・常用労働者の収入等の経済指標は、現状及び将来の動向を考慮する経済指標としては必ずしも妥当性が認められない。

このことは、新卒者の就職が「氷河期」といわれ中高年層のリストラや生活苦からの自殺の急増、失業率が約5%となっていることから明らかである。しかも、これらの経済指標も総じて下落傾向が顕著に顕れている。更に、地方における経済状況は極めて厳しく、最近では東京等の大都市での物価感覚と地方の感覚は大きく違ってきていることも考慮されねばならない。

また、日本の経済動向を表すとされる「軽微な事件」か否かについて訴訟の目的物件の価格によって律する「事物管轄の上限」の考え方からすると、日々の変動の激しい日経平均株価はさて置くとしても、価格変動を端的に示す経済指標でありかつ実勢をよくあらわしている経済指標として、消費者物価指数と土地価格指数に重きを置くべきことは明らかである。

しかるところ、両指標の平均は、118.1%であり、この値を90万円に乗ずると106万2900円となる。

また、「軽微な事件」についての市民感覚からは、現状の「90万円」でも軽微とは言えず見直しが必要とは考えられないし、まして、100万円を超えてもはや「軽微ではない」と感ずることが一般的である。

以上からすると、簡裁の事物管轄の上限を見直すとしても、判りやすい100万円までの見直しとすべきである。

なお、この上限の見直しに連動して、民事訴訟法第8条2項の価格は「90万

円を越えるもの」から「100万円を越えるもの」と、更に、民事訴訟費用等に関する法律第4条2項の財産権上の請求でない請求に係る訴えについての訴訟の目的物の価格は「105万円とみなす」といずれも改正を要する。

以 上